

市役所本庁舎緑化整備事業
公募要綱

令和 7 年 3 月

福岡市

目 次

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称	1
2. 本事業の目的	1
3. 事業対象	2
4. 事業内容	3
5. 事業スケジュール	4
6. 関係法令等の遵守	4
7. 提案事項	4

第2 公募手続き等に関する事項

1. 応募者の備えるべき応募資格	7
2. 公募及び選定の日程（予定）	10
3. 応募の手続き	10
4. 優先交渉権者の選定	14
5. 優先交渉権者の選定後の流れ	15

第3 その他の事項

1. リスク分担	17
2. 私権の制限	18
3. 損害賠償責任	18
4. 委託の禁止等	18
5. 保険の担保	18
6. 疑義対応	18
7. 所轄裁判所の指定	18
8. 事務局	18

添付資料一覧

別紙 1	要求水準書
別紙 2	審査基準書
別紙 3	評価項目及び配点表
別紙 4	提案様式集
別紙 5	基本協定書（案）
別紙 6	設計業務委託契約書(案)
別紙 7	建設工事請負契約書（案）

様式一覧

様式 1	市役所本庁舎緑化整備事業の公募要綱等における参考資料受領申請書兼誓約書
様式 2	現地説明会参加申込書
様式 3	公募要綱等に関する質問書

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

事業の名称は「市役所本庁舎緑化整備事業」（以下「本事業」という）とする。

2. 本事業の目的

福岡市（以下、「本市」という。）は、昨年12月に策定した「第10次福岡市基本計画」において、「人と自然が共生し、身近に潤いや安らぎを感じられる」を目標の1つに掲げ、「花や緑などによる潤いや安らぎを感じられるまちづくり」に取り組むこととしており、本事業はその計画に沿って取り組むものである。なお、当該計画策定の過程においては、多くの市民や有識者から様々な意見が寄せられており、中でも子供達からは「自然を大切にしてほしい」という声が多く寄せられているところである。

みどりは、豊かな生活を生み出していくために、都市環境の改善、生物の生息、生育環境の維持など多様な役割があり、その効果についても、ヒートアイランド現象の緩和、コミュニティの形成、良好な経験形成など様々な効果を有しており、従来から「福岡市・緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に取り組んできた。また、令和5年2月からは都心の森1万本プロジェクトを開始しており、プロジェクト開始以降、市民への苗木配布、街路樹サポーター活動への支援、企業や地域住民等との植樹など、市民や企業との共働によるみどり豊かなまちづくりの推進に取り組んできたところである。

この度、第10次福岡市基本計画の策定や地球温暖化等の取巻く状況の変化、生活におけるWell-beingの向上などを踏まえ、さらなる緑化推進に向けて、市民や来街者が多く訪れる公共施設において、憩いや安らぎを感じられる緑化や、民有地において視認性の高いみどりづくりを後押しする助成制度の創設などにより、花や緑があふれる魅力的なまちづくりを推進していくこととしている。

公共施設の緑化推進では、多くの市民や来街者が訪れる市庁舎や市民センター、地下鉄駅コンコースなどで緑あふれる空間の創出を、民有地の緑化促進では、グリーンビル促進事業として、市内全域のマンションのベランダや都心部のオフィスビル等の緑化を支援することで、視認性の高い緑化を促進するものである。

公共施設緑化のうち、本事業の対象である本庁舎においては、市の中心部にあり、多くの人が目にし、本市の公共施設を代表する施設であることから、特に、民間建築物緑化の先導として、壁面への緑化やベランダでの緑化を実施し、既存ビルやマンションの緑化の促進、また、市役所本庁舎周辺の緑やまちづくりと連動しながら、都心部にまとまった緑を創出することを目的とし、市役所本庁舎4面全てを緑化し、市庁舎全体が緑に包まれた憩いや安らぎを感じられる緑空間の創出を図る。

3. 事業対象

(1) 事業対象地

福岡市役所本庁舎

(福岡市中央区天神 1-8-1)

(2) 事業対象地の概要

本事業の事業対象地の概要は、表 1-1 と表 1-2 に示すとおりとする。

表 1-2 事業対象地の概要

所在地		福岡市中央区天神1丁目 320, 321-1, 349, 348-2
敷地面積		14,290.00 m ²
都市計画規制等	区域区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	600%
	高度地区	なし
	地区計画	なし
	防火・準防火地域	防火地域、準防火地域
その他の地域地区等		駐車場整備地区、景観計画区域「都心ゾーン」

表 1-2 市役所本庁舎の建築概要

所 有	福岡市		
建築設計者	株式会社 菊竹清訓建築設計事務所 菊竹 清訓		
構造設計者	株式会社 菊竹清訓建築設計事務所、有限会社オーアールエス事務所		
竣工年	昭和 57 年 6 月(議会棟) 昭和 63 年 6 月(行政棟)	構造設計年	昭和 55 年 6 月(議会棟) 昭和 60 年 8 月(行政棟)
主要用途	地方公共団体の支庁又は支所	階 数	地下 2 階、地上 15 階
構 造	SRC 造(柱)、RC 造(床版)、S 造(梁)	最高高さ	地上 64.5m
建築面積	5,253.82 m ²	建ぺい率	36.77%
延床面積	71,697.57 m ²	容積率	501.73%

4. 事業内容

(1) 事業範囲等

本事業の事業範囲及び業務分担、費用分担は以下のとおり。

(表 1-1) 事業範囲及び業務分担、費用分担

事業	業務	対象施設	範囲	必須/ 任意	業務 分担	費用
市役所本庁舎緑化整備事業	設計 ※1	ベランダ	4面（行政棟3～14階、議会棟5～13階）	必須	事業者	市
		西側壁面※2	4階（高さ15m程度）まで	必須	事業者	市
			5階（高さ15m程度）以上	任意	事業者	市
		大屋根	柱部やトラス部等	必須	事業者	市
		給排気塔	壁面	必須	事業者	市
	工事	ベランダ	4面（行政棟3～14階、議会棟5～13階）	必須	事業者	市
		西側壁面	提案範囲	必須	事業者	市
		大屋根	柱部やトラス部等	必須	事業者	市
		給排気塔	壁面	必須	事業者	市
	アイデア募集	設計・工事の対象外施設	その他の緑化※3	必須	事業者	— ※4

※1 対象施設における維持管理計画も作成すること。

※2 西側ふれあい広場に面する壁面をいう。詳細は「要求水準書 第1総則 3. 本事業の基本要件 (1) 整備対象施設」のとおり。

※3 その他の緑化の対象施設は「要求水準書 第1総則 3. 本事業の基本要件 (1) 整備対象施設」のとおり。

※4 その他の緑化に必要な事業費は、本事業における上限額には含まない。

（２）事業方式

本市は本公募要綱及びその付属資料（以下、「公募要綱等」という。）に基づき、本事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により募集し、応募者の中から優先交渉権者を決定し、設計業務、工事業務を行う構成員とそれぞれ契約を締結する。

５．事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下の通り予定している。

（表 1-2）実施事項及び予定時期

実施事項	予定時期
公募要綱等公表	令和 7 年 3 月 27 日（木）
優先交渉権者決定	令和 7 年 6 月下旬～7 月上旬
基本協定書締結	令和 7 年 7 月上旬
設計業務に係る委託契約の締結	令和 7 年 8 月上旬
工事業務に係る工事請負契約の締結	設計完了後
工事期間	契約締結～令和 8 年 3 月中旬
事業完了	令和 8 年 3 月末

６．関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる法令関係（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

７．提案事項

本市は、本事業の実施にあたり、次に示す提案を受け付ける。

- （１）全体計画
- （２）緑化計画
- （３）維持管理計画
- （４）提案価格

提案にあたっては、以下に示すそれぞれの要件や要求水準書を踏まえた内容とすること。

（１）全体計画

①基本方針

本要綱「第 1 事業内容に関する事項 2. 事業の目的」に示す内容を十分に理解するとともに、「第 10 次福岡市基本計画」の内容及び策定過程における市民や有識者などの意見、現在改訂に向けて検討委員会を開催している「福岡市みどりの基本計画」の審議内容、都心の森 1 万本プロジェクトの理念などを踏まえた提案とすること。

②事業の実現性

ア 事業の実施体制

- ・代表企業及び構成員の役割分担、責任分担、連携・協力並びに補完体制を提案すること。

- ・壁面緑化の設計及び施工に関する実績及び本業務に適した技術者を配置する体制を提案すること。
- ・事業期間中における本市との連絡及び協議体制や、設計、工事業務中における緊急時の対応について提案すること。

イ 事業スケジュール

- ・植物材料の手配の観点を踏まえ、また市役所本庁舎の利用者、職員の業務、西側広場のイベント等への影響を最小限とする施工計画のもと、実現性のあるスケジュールを提案すること。

③地域への貢献

- ・地場企業の活用等、地域経済への貢献について提案すること。

④環境への配慮

- ・福岡市地球温暖化対策実行計画や SDG s 等を踏まえた取組みを提案すること。
- ・本事業により想定される、二酸化炭素固定量や、光熱水費の低減などの効果について提案すること。

(2) 緑化計画

①デザイン

ア 全体イメージ

- ・提案する基本方針を踏まえ、市役所本庁舎周辺のビル等の緑と調和し、魅力あるデザインのもと、市民が憩いや安らぎを感じられる緑空間を創出する緑化アイデアを提案すること。

イ ベランダ、西側壁面、大屋根、給排気塔の緑化

- ・ベランダ、西側壁面、大屋根、給排気塔の緑化にあたっては、市役所本庁舎としてふさわしく、またインパクトを感じられるデザインを提案すること。
- ・西側壁面では、良好な施工・管理を前提として、4階より高層部の緑化計画を積極的に提案すること。

ウ その他の緑化

- ・「要求水準書 第1総則 3 (2) 図2」に示す範囲において、市役所本庁舎の魅力を高める緑化アイデアを提案すること。

②緑化手法

ア 施工方法

(ア) ベランダ

- ・植物が良好に生育できる環境を整備する計画を提案すること。
- ・十分な緑量を確保するため、植物の規格や数量、植え方等について提案すること。
- ・施工時の作業員及び利用者、職員に対する安全性を担保した計画を提案すること。

(イ) 西側壁面、大屋根、給排気塔

- ・植物が良好に生育できる環境を整備する計画を提案すること。
- ・十分な緑量を確保するため、植物の規格や種類、工法について提案すること。
- ・将来にわたる緑化の持続性を、実例等を基に具体的に示し提案すること。
- ・施工時の作業員及び利用者、職員に対する安全性を担保した計画を提案すること。

イ 植物材料

(ア) ベランダ

- ・使用する植物は、設置箇所の条件（日当たり、気温等）に合った種類とし、移植後に良好な生育が期待できる処置を行う計画を提案すること。

(イ) 西側壁面、大屋根、給排気塔

- ・使用する植物は、設置箇所の条件（日当たり、気温等）に合った種類とし、かつ十分に養生され成長したものを確保するために、植物の調達方法や施工前の養生期間などの計画を提案すること。

(3) 維持管理計画

①管理手法

ア 持続可能性

- ・植替えや補植の頻度や手法など設置時のみどりが長期的に持続する管理計画を提案すること。
- ・維持管理費を提案するとともに、その低減策について具体的に提案すること。

イ 効率化

- ・メンテナンスや灌水などを効率化するための仕組みを取り入れた計画を提案すること。

②安全対策

- ・大雨や台風等によるパネルの逸脱の他、倒木、枯れ枝の落下などといったリスクへの対策、対応を具体的に提案すること。

(4) 提案価格

本事業に係る事業費は下記に示す上限額の範囲内で提案すること。事業費は設計及び工事業務に係る金額の合計とする。

上限額 3 1 4, 2 4 0 千円（税抜）

第2 公募手続き等に関する事項

1. 応募者の備えるべき応募資格

応募者は、以下の（１）及び（２）で規定する各要件を、本公募要綱「第2 公募手続き等に関する事項 3 応募の手続き（５）応募表明書等の提出」で示す応募表明及び応募資格審査申請書（以下「応募表明書等」という。）の提出期間最終日（以下「応募資格審査基準日」という。）に満たす者でなければ参加できない。

（１）応募者の構成等

① 応募者の構成

ア 応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人その他の団体又は複数の団体による構成員で構成し、構成員の中から代表企業を定めること。ただし、1 者で参加資格要件を満たす複数の職種（業務を含む）を兼ねることは可とする。

イ 応募及び本事業に必要な諸手続き等は、代表企業が実施するものとする。

② 構成員による複数業務の実施

応募者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

③ 構成員による複数応募の禁止

構成員は、他の応募者の構成員と下記の資本関係又は人的関係にない者とする。なお、本市が優先交渉権者との基本協定書を締結後、事業予定者とならなかった応募者の構成員が事業者の業務等を受託することは可能とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。以下同じ。）第 3 条に規定する子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下同じ。）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下同じ。）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、（ア）については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定に基づき選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募者の備えるべき応募資格

① 共通の応募資格

全ての構成員は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募要綱等公表日から優先交渉権者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- ウ 公募要綱等公表日から優先交渉権者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- エ 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- オ 本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- カ 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号。）第 15 条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第 511 条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 本事業にかかる委託業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において密接な関係がある者でないこと。
 - ・株式会社 プレック研究所九州事務所
（所在地：福岡県福岡市中央区大名 2-4-19 福岡赤坂ビル 6F）
- ク 本公募要綱「第 2 公募手続き等に関する事項 4 優先交渉権者の選定（1）評価の体制」で示す本事業に係る提案評価委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者ではないこと。提案評価委員会の委員又は委員が属する企業と、資本関係又は人的関係がある者ではないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号。以下同じ。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

② 個別の応募資格

各業務にあたる構成員は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

ア「設計業務」を実施する者

「設計業務」を実施する者は、以下に示す要件を満たすこととする。

- ・「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「土木設計」または「建築設計」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内に公募要綱等公表日又は応募資格審査基準日が含まれていること。

イ「工事業務」を実施する者

「工事業務」を実施する者は、以下に示す要件を満たすこととする。

- ・「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」の申請区分業種：「建築」又は「造園」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内に公募要綱等公表日又は応募資格審査基準日が含まれていること。
- ・提案内容に該当する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可（建築工事業、造園工事業等）を受けていること。

（３）地場企業の活用

本事業の期間中、再委託及び、必要な機材、消耗品等の調達に地場企業（本市に本店を置く企業をいう。以下同じ。）を積極的に活用すること。

（４）構成員の変更

応募資格審査基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が応募資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として当該応募者を優先交渉権者決定のための評価の対象から除外する。また、応募資格審査基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

① 構成員の変更に係る特例

ア 応募資格審査基準日から提案書類提出日の前日まで

- （ア）本市は、応募資格審査基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を審査した上で、提案書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。
- （イ）前号の申請を行う場合は、本市と事前に協議を行わなければならない。また、本市が指定する書類を申請書類として本市に提出すること。

イ 提案書提出日から優先交渉権者決定日まで

- （ア）本市は、提案書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が応募資格を喪失した場合、当該応募者は速やかに本市に申し出なければならない。また、応募者が構成員の変更（応募資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び応募資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を審査した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。
- （イ）前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に本市と協議を行わなければならない。また、申請は、本市が指定する書類を本市に提出することにより行わなければならない。

2. 公募及び選定の日程（予定）

日程		内容
令和7年	3月27日（木）	公募要綱等の公表
	4月3日（木）	現地説明会
	4月4日（金）～4月11日（金）	公募要綱等に関する質問の受付
	4月25日（金）	公募要綱等に関する質問への回答期限
	5月12日（月）～5月14日（水）	応募表明書等の提出
	5月下旬	応募資格審査結果の通知
	6月2日（月）～6月4日（水）	提案書類の提出期間
	6月下旬	ヒアリングの実施
	6月下旬～7月上旬	優先交渉権者の通知
	7月上旬	基本協定書の締結

3. 応募の手続き

（1）公募要綱の交付

公募要綱等は本市のホームページからダウンロードすることができる。

要求水準書に示す参考資料については、受領を希望するものにCD-Rにより手渡しするため、下記の方法で申し込むこと。

（表 2-1）参考資料の申込方法

交付期間	「様式1：市役所本庁舎緑化整備事業の公募要綱等における参考資料受領申請書兼誓約書」に必要事項を記入のうえ、当該書類を読み取ったPDFファイルを電子メールに添付して、下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「市役所本庁舎緑化整備事業_参考資料受領申請書兼誓約書の送付」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。 なお、原本については、持参すること。
交付期間	令和7年3月27日（木）から 令和7年5月14日（水）までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3 その他の事項 8. 事務局」に記載のとおり

（2）現地説明会

本件に関して、希望者に対して現地説明会を行う。なお、現地説明会に参加しなくとも本公募に応募することは可能であり、参加しないことにより審査が不利になることはない。

① 開催日時・場所

・日時：令和7年4月3日（木）午後3時～午後4時（予定）

・場所：市役所本庁舎

※申込多数の場合、回数を分けて開催することがある。

② 参加申込方法

現地説明会参加希望の場合は、下記の方法で申し込むこと。なお、現地説明会に参加出来る人数は1法人2名までとする。

(表 2-2) 現地説明会参加の申込方法

提出方法	「様式2：現地説明会参加申込書」に、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「市役所本庁舎緑化整備事業_現地説明会参加申込書」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
提出期間	令和7年3月27日（木）から 令和7年3月31日（月）午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3 その他の事項 8. 事務局」に記載のとおり

(3) 公募要綱等に関する質問の提出

公募要綱等に記載された内容に関する質問を次に示す要領で提出すること。これ以外による質問の提出は無効とする。

(表 2-3) 公募要綱等に関する質問の提出方法

提出方法	「様式3：公募要綱等に関する質問書」に、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「市役所本庁舎緑化整備事業_公募要綱等に関する質問」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
提出期間	令和7年4月4日（金）から 令和7年4月11日（金）午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3 その他の事項 8. 事務局」に記載のとおり

(4) 公募要綱等に関する質問への回答

公募要綱等に関して提出された質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答するものとし、個別に回答は行わない。

回答に当たっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問事項は令和7年4月25日（金）を目途に本市のホームページにおいて公表する。

(5) 応募表明書等の提出

本事業へ応募を希望する者は、応募表明書等を、次に示す要領で提出期限内に提出すること。

(表2-4) 応募表明書等の提出方法

提出方法	【別紙4 提案様式集】に従って「1 応募表明及び資格審査に関する提案書類」の各様式に必要事項を記入のうえ、下記提出先に提出すること。 なお、当該提出書類は持参することとし、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。
提出期間	令和7年5月12日(月) から 令和7年5月14日(水) までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8. 事務局」に記載のとおり

(6) 提案書類の提出

提案書類は、次に示す要領で提出期限内に提出すること。

(表2-4) 応募表明書等の提出方法

提出方法	【別紙4 提案様式集】に従って提案書類を作成し、下記提出先に提出すること。 なお、当該提出書類は持参することとし、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。
提出期間	令和7年6月2日(月) から 令和7年6月4日(水) までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8. 事務局」に記載のとおり

(7) ヒアリングの実施

本市は、応募者に対し、提案書類の内容に関するヒアリングを実施する。実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、提案書類提出日以降に応募者の代表企業に通知する。

なお、ヒアリングは、提案書類又は提案書類の抜粋版により実施するものとし、動画の使用、模型等の持込み等は禁止する。

(8) 応募に関する留意事項

応募者は、応募表明書等の提出をもって、公募要綱等の記載内容を承諾したものとみなす。

① 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

② 使用言語及び単位

本事業の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号。)に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

③ 本市が提供する書類の取扱い

本市が提供する資料等は、本事業に関わる検討以外の目的で使用することはできない。

④ 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下同じ。）第7条の規定に基づき応募内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、本市は応募者との協議の上で、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

⑤ 応募の中止等

天変地異等やむを得ない理由により、応募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときには、応募の執行を延期し、又は中止する場合がある。

⑥ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った者を事業者とした場合は、優先交渉権者決定を取り消すものとする。

ア 参加資格のない者が応募したもの

イ 応募書類等（応募表明書等及び提案書類をいう。以下同じ）に虚偽の記載があるもの

ウ 応募書類等が所定の日時までに到着しないもの

エ 一つの応募に同一の応募者から二通以上の応募書類が提出されたもの

オ 応募書類等に必要な記名押印がないもの

カ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

キ 応募者が明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの

ク その他応募に関する条件に違反したもの

⑦ 応募の辞退

応募資格審査の結果、応募資格を有する者の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日の前日までに【別紙4 提案様式集】「様式2－1：応募辞退届」を本市に持参すること。

⑧ 応募書類の変更等の禁止

応募書類等の変更、差し替え及び再提出は、本市から指示する場合を除き認めない。

⑨ 応募書類の取扱い

応募書類等は理由の如何を問わず返却しない。

⑩ その他

ア 応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号。）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 応募者は応募にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格又は応募意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して提案価格を開示してはならない。

4. 優先交渉権者の選定

（１）評価の体制

本市は、各応募者の提案書類及びヒアリングに対する評価を行う提案評価委員会を設置しており、提案評価委員会の評価結果を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。提案評価委員会の委員は、次に示すとおりである。

（表2-5）提案評価委員名簿（令和7年3月17日設置）（敬称略）

委員			役職	専門分野
①	委員長	西川 真水	西日本短期大学 緑地環境学科 教授	造園計画
②	副委員長	田上 健一	九州大学 大学院 芸術工学 研究院 環境設計部門 教授	建築計画
③	委員	山口 亜希子	公益財団法人都市緑化機構 上席総括研究員	緑化技術
④	委員	福山 武	福岡市 財政局 財産有効活用部長	行政
⑤	委員	宮本 信太郎	福岡市 住宅都市局 公園部長	行政

（２）評価の方法

提案内容は、内容評価と価格評価に基づき評価を実施する。評価項目や配点等の詳細は、【別紙2：審査基準書】を参照すること。

（３）選定結果の公表等

選定結果は、応募者の代表企業に対して書面により通知するほか、本市ホームページで公表する。選定結果に対する異議等は、一切受け付けない。公表内容は、以下のとおりとする。

- ・優先交渉権者及び次順位交渉権者
- ・優先交渉権者の決定理由
- ・提案のパス、イメージ図等

なお、設計業務に係る契約締結までに、優先交渉権者又は事業者が以下の事由に該当する場合は、次順位交渉権者を優先交渉権者に変更することがある。

- ・優先交渉権者又は事業者が、本公募要綱に記載する応募資格を満たさなくなったと本市が判断した場合。
- ・優先交渉権者又は事業者の提案内容が、公募要綱等に記載する条件等を満たさないことが判明した場合。
- ・優先交渉権者又は事業者との協議が合意に至らなかった場合。
- ・本事業の実施に必要な協議及び手続きが整わなかった場合。
- ・優先交渉権者又は事業者が、事業遂行に必要な手続きを行わない場合。

（４）提案内容の取扱い

本市に提出された提案資料は、本市と事業者との協議により内容を修正することがあり、全てが必ず実施できることを担保するものではないことに留意すること。

５．優先交渉権者の選定後の流れ

（１）優先交渉権者の選定

本市は、提案評価委員会による内容評価及び事務局による価格評価を経て、最も高く評価された提案書類を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市が優先交渉権者と基本協定書を締結するに至らなかった場合は、次順位交渉権者が優先交渉権者としての地位を取得するものとする。

（２）基本協定書の締結

本市は、優先交渉権者の決定後、設計業務、工事業務に係る契約を締結するまでの優先交渉権者の権利や義務等の基本的な事項を定めた事業に関する基本協定書を優先交渉権者と協議のうえ締結する。

基本協定書の締結後、優先交渉権者は事業者となる。

（３）契約の締結

（２）の手続きが完了し次第、本市は事業者のうち「設計業務」を実施する者と、設計業務に係る契約を締結する。

（４）設計及び協議

（３）の手続き完了後、事業者は本市と協議のうえ、設計業務に係る契約に基づき設計を行い、本市の検査を受けること。事業者は設計において評価講評における意見、その他本市からの要望事項及び事前協議等の結果を踏まえ、工事に向けた基本設計及び実施設計を行うものとする。また、設計にあたって、本市は設計内容と工事費内訳について、再度精査確認する。

（５）維持管理計画の作成

（４）の業務に合わせて、事業者は本市と協議のうえ、管理方法や頻度、経費など維持管理に係る事項等を定めた維持管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。

（６）工事

本市は、（４）において本市が承諾した設計図書に基づき、事業者のうち「工事業務」を実施する者と工事業務に係る契約を締結し、事業者は当該契約に基づき工事を行う。

工事契約にあたっては、来庁者、職員の執務等に影響を及ぼさず、また関係法令に則り、市と協議のうえで適切な範囲において分割して工事を実施することに留意すること。

（７）引渡し

本市は、工事業務に係る契約に基づき、工事完成後に検査を実施し、検査合格後、に引渡しを受ける。

第3 その他の事項

1. リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、原則として以下の負担区分とするが、本市(甲)と事業者(乙)との間で締結する協定及び契約を優先するものとする。

(1) 共通

リスクの内容		負担者	
		甲	乙
① 公募書類リスク	公募要綱等又は要求水準書の誤記、提示漏れにより、甲の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	—
② 提案価格リスク	提案価格の費用負担に関するもの	—	○
③ 協定等（本件基本協定書、設計委託契約、工事請負契約をいう。本紙において以下同じ。）締結リスク	甲の責めによる協定等締結の遅延・中止	○	—
	乙又は構成員の責めによる協定等締結の遅延・中止	—	○
⑤ 設計に関するリスク	甲の提案による設計条件の変更等によるもの	○	—
	乙の提案による変更又は実施した設計の不備によるもの	—	○
⑥ 着工遅延リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた着工の遅延によるもの	○	—
	上記以外の原因による着工の遅延	—	○
⑦ 工事費増大リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた工事費の増大	○	—
	上記以外の原因による工事費の増大	—	○
⑧ 工事・供用開始遅延リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の原因による工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
⑨ 性能リスク	設置業務の要求水準の不適合に関するもの	—	○

2. 私権の制限

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、本事業に係る協定の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3. 損害賠償責任

事業者は、本事業の実施に当たり、事業者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとする。

また、本市は、事業者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、事業者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4. 委託の禁止等

事業者は、本事業の全部又は重要な一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。事業者は、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事業者の責任において当該委託・下請先に基本協定書等の規定を遵守させること。

5. 保険の担保

事業者は、保険により費用化できるリスクには事業者の判断により合理的な範囲で保険を付保するものとする。

6. 疑義対応

各種協定・契約等の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、当該協定書・契約書等に規定する具体的措置に従う。

7. 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

8. 事務局

(公募要綱の公示から令和7年3月31日まで)

福岡市住宅都市局公園部活用課

住所：福岡市中央区天神1丁目8番1号（本庁舎 4 階）

電 話：092-711-4367／FAX：092-733-5590

電子メール：koenkatsuyou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(令和7年4月1日以降)

福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり推進課

住所：福岡市中央区天神1丁目8番1号（本庁舎 4 階）

電 話：092-707-1295 ／FAX：092-733-5590

電子メール：midoritsuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp